社会福祉法人やまと医正会
みづま敬和苑デイサービスセンター
通所介護　久留米市介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業
（運　営　規　程）

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人やまと医正会が経営するみづま敬和苑デイサービスセンター及び指定介護予防通所介護事業所（以下、「事業所」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護婦及び介護職員等の従業者(以下、「従業者」という。）が、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護又は要支援者に対し、適切な通所介護、介護予防通所サービス及び元気向上通所サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の従業者は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常に利用者の立場に立った、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

２　事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村保険者、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他保健･医療･福祉サービスを提供するものと密接を図り、総合的なサービス提供に努める。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

一　名　称　　みづま敬和苑デイサービスセンター

二　所在地　　久留米市三潴町西牟田６１２８番地の１
（特別養護老人ホームみづま敬和苑）

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一　管理者　１名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定通所介護、介護予防通所サービス及び元気向上通所サービスの提供に当たるものとする。

二　生活相談員　2名以上

生活相談員は、利用者の心身の状況、及びその置かれている環境等を踏まえ、それぞれの利用者に応じた通所介護**及び予防通所介護**計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容について説明を行う。

生活相談員は、通所介護**及び予防通所介護**計画に基づき、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、利用者の機能訓練その者が日常生活を営むことができるよう、利用者又はその家族に対し、相談援助等の生活指導を行う。

三　看護職員　2名以上

看護職員は、利用者の健康状態を常に把握し、健康保持及び要介護状態となることの予防に資する。

四　介護職員　　9名以上
介護職員は、指定通所介護、介護予防通所サービス及び元気向上通所サービスの提供に当たる。
五　機能訓練指導員　2名以上
機能訓練指導員は、利用者の日常生活を営むのに必要な機能減退を防止するための訓練を行う。

（営業日及び営業時間）
第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
一　営業日　　通常月曜日から土曜日までの毎日。（日曜日は休日）
二　営業時間　通常午前８時から午後5時までとする。
三　サービス提供時間　通所介護　午前９時30分から午後4時
介護予防通所サービス及び元気向上通所サービス
午前10時から午後3時とする。
ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない。
四　その他の年間の休日　　１月１日（元旦）

（指定通所介護**及び予防通所介護**の利用人数）
第６条　事業者の利用定員は、
通所介護・介護予防通所サービス　１日100人
元気向上通所サービス　　１日１５人　　とする。

（指定通所介護**及び予防通所介護**の内容及び利用料等）
第７条　指定通所介護、老人デイサービス事業及び介護保険法施行規則第 140 条の 63 の６第２号に基づく第１号事業の内容は次のとおりとし、指定通所介護、介護予防通所サービス及び元気向上通所サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護、介護予防通所サービス及び元気向上通所サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
（厚生労働大臣が定める基準(＝介護報酬告示）は　事業所の見やすい場所に掲示する。）
一　入浴サービス
二　給食サービス
三　相談・援助等の生活指導、レクリエーション
四　機能訓練
五　健康チェック
六　送迎

２　事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。
一　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
二　指定通所介護**及び予防通所介護**に通常要する時間を超える指定通所介護、介護予防通所サービス及び元気向上通所サービスであって利用者の選定の係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護、介護予防通所サービス及

び元気向上通所サービスに係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額を超える費用

三　食材料代

四　おむつ代

五　前各号に掲げるもののほか、通所介護、介護予防通所サービス及び元気向上通所サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

３　事業者は、前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける事とする。

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、久留米市・筑後市・広川町・大木町・八女市の区域とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第９条　利用者は、通所介護、介護予防通所サービス及び元気向上通所サービスの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

一　入浴サービスを利用する際は、当日の体調を看護婦等に正確に伝え、決して無理をしないようにする。また、感染性の皮膚疾患等がある場合は事前に知らせ、入浴後の処置の有無も報告することとする。

二　機能回復訓練室を利用する場合は、バイタルチェック後に機能訓練計画に沿っての実施を行う。

三　送迎サービスを利用する場合は、あらかじめ知らせてある迎えの時間までは準備を終えておくようにする。また、急用等で送迎サービスを利用しないときはなるべく早く電話連絡を行う。また、送迎サービス利用中に具合が悪くなったりした場合は同乗の職員に速やかに報告し措置を受けるようにする。

（緊急時における対応方法）

第１０条　従業者は、通所介護、介護予防通所サービス及び元気向上通所サービスの実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

２　利用者に対する指定通所介護、介護予防通所サービス及び元気向上通所サービスの提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第１１条　事業所は、非常（火災、台風等）防止と入所者の安全を図るため、別に定める防災に関する規定に基づき、常に利用者の安全確保に努めるとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第１２条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二　虐待の防止のための指針を整備する。

三　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

四　前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する運営事項）

第１３条　事業者は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一　採用時研修　採用後６ヶ月以内

二　継続研修　年1回

２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれら秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　この事項に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人やまと医正会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は平成１７年９月１日から施行する。

平成１８年４月１日改正

平成２１年４月１日改正

平成２２年８月１日改定

平成２３年2月１日改正

平成２４年４月１日改正

平成25年5月１5日改正

平成２７年４月１日改正

平成２８年４月１日改正

平成２９年４月１日改正

令和３年　4月1日改正

令和７年１０月１日改定